●防災減災学術連携委員会設置要綱

（令　和　６　年　１　月　２５　日
日本学術会議第 361 回幹事会決定）

（設置）

第１　日本学術会議会則第１６条第１項に基づく課題別委員会として、防災減災学術連携委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（職務）

第２　委員会は、自然環境・ハザード観測、防災･減災、救急・救助・救援、復旧･復興の研究に関わる日本学術会議協力学術研究団体を含めた国内外の学術団体や研究グループとの平常時、緊急事態時における連携の在り方に関する事項を審議するとともに、これらの学術団体や研究グループ、関連機関・組織との連携を図る。

（組織）

第３　委員会は、２５名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

（設置期限）

第４　委員会は、令和８年９月３０日まで置かれるものとする。

（庶務）

第５　委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

（雑則）

第６　この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附　則

この決定は、決定の日から施行する。